

●香川県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成31年4月1日	医療法人社団葆光会 広瀬整形外科医院	丸亀市中府町1丁目5番40号
令和2年10月1日	三豊市立臨時診療所	三豊市高瀬町下勝間2347番地1
令和2年11月1日	医療法人社団緑泉会 森岡メンタルクリニック	木田郡三木町氷上403番地5